

# 「刃物ミュージアム回廊のキャッチコピー」と 「地域交流施設の名称」を募集します!

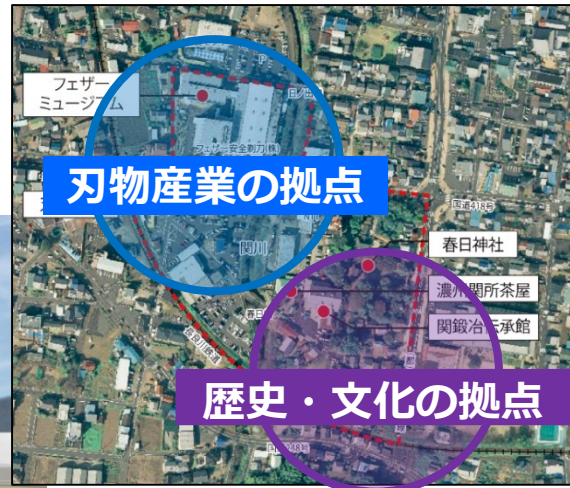
刃物会館、関鍛冶伝承館、濃州関所茶屋、フェザーミュージアム、春日神社などの刀鍛冶や刃物に関連する資源が集中するこのエリアを「刃物ミュージアム回廊」と呼び、関市は現在、このエリア内に関市の観光・産業の情報発信の拠点となる施設(地域交流施設、広場、遊歩道、駐車場等)の整備を進めています。

地域交流施設のオープンを来年度に控え、刃物ミュージアム回廊のキャッチコピー及び地域交流施設の名称(以下、「名称等」という。)を募集します。

この名称等には、このエリアと地域交流施設が、観光客・市民・企業などへ来訪者の交流の場となり親しまれる場所となること、加えて、刀鍛冶から刃物のまちとなった“刃物のまち 関”の伝統や文化を表現し、一目見ただけで記憶に残るようなインパクトのあるものとなることを期待しています。

## ■ 刃物ミュージアム回廊のエリア及び地域交流施設とは

刃物ミュージアム回廊は、右図の --- 内の範囲をいいます。  
刃物会館、関鍛冶伝承館、濃州関所茶屋、フェザーミュージアム等により構成され、平成30年度の埋蔵文化財発掘調査で室町時代の鍛冶作業に関連する遺跡・遺構が発見されるなどまさに“刃物のまち関”を象徴する エリアです。



### Image perspective



「刃物ミュージアム回廊」の地域交流施設(左)と岐阜県刃物会館(右)

地域交流施設は、刃物ミュージアム回廊エリア内にある左図の施設です。  
地域交流施設には、観光案内所・刃物工房(刃物関連の体験スペース)・キッチン設備も使える多目的ホールなどの諸室が入ります。

### Image perspective



地域交流施設内

#### 募集期間

令和元年10月1日(火) ~ 令和元年11月15日(金)

#### 結果発表・記念品(予定)

令和2年 1月

アイデアが採用された応募者様には記念品として  
**関市の刃物製品** の贈呈を予定しています!

〈本リリースに関する報道関係の方からのお問い合わせ先〉

関市役所北庁舎2階 関市 産業経済部 観光課 刃物ミュージアム回廊推進室  
(担当: 庄司、河村)

TEL: 0575-23-7704

FAX: 0575-23-7741

# 刃物ミュージアム回廊のキャッチコピー

## 地域交流施設の名称

## 募集要項【概要】

### 募集内容

地域交流施設のオープンを来年度に控え、「刃物ミュージアム回廊」のキャッチコピー及び「地域交流施設」(刃物ミュージアム回廊の拠点施設)の名称(以下、「名称等」という。)を募集します。

#### <「刃物ミュージアム回廊」の概要>

- 刃物会館
- 関鍛冶伝承館
- 濃州関所茶屋
- フェザーミュージアム
- 春日神社
- 地域交流施設

などから構成され、平成30年の地域交流施設事業地内で行った埋蔵文化財発掘調査で室町時代の鍛冶作業に関連する遺跡・遺構が発見されるなど「刃物のまち関」を象徴するエリアです。

#### <「地域交流施設」の概要>

- 観光案内所(展示スペース、休憩スペースを含む。)
  - 刃物工房(※刃物関連の体験ができるスペース)
  - 多目的ホール(キッチン設備、控室、倉庫を併設)
  - トイレ、会議室、作業室兼倉庫
- などからなる1階建ての施設です。

### 応募資格

どなたでも応募できます。  
同一人から複数応募を可能とします。

### 応募方法

「はがきの郵送」、「応募箱へ投函」、「電子メールで送信」のいずれかの方法でご応募ください。

### 応募期間

令和元年10月1日(火)  
～令和元年11月15日(月) 午後5時00分まで  
※ 郵送等による送付の場合は、募集期間内の消印有効

### 決定方法

刃物ミュージアム回廊のキャッチコピー及び地域交流施設の名称選定委員会にて審査を行い、決定します。

### プレゼント

採用された名称等の応募者の方には、【仮称】刃物ミュージアム回廊拠点施設オープニングイベント(令和2年度開催予定)内で、表彰と関市の「刃物製品」を記念品として贈呈する予定です。

### その他

- (1) 採用された名称等の知的財産権、使用权に係る一切の権利は関市に帰属するものとします。その場合、応募者は著作権者人格権を行使しないものとします。
- (2) 応募する名称等は、自作かつ未発表で、全国の既存施設等の名称と類似しないものであり、他のコンテスト等への応募や発表予定のないものに限ります。
- (3) 採用された名称等がすでに発表されているものと同じ、あるいは、酷似していることが判明した場合や募集要項に違反していることが判明した場合は、結果発表の後であっても採用を取り消すことがあります。
- (4) 他人が著作権等を持つ名称等を応募する場合は、応募者の責任において、著作権者から、複製等の利用許諾を得るものとします。なお、第三者から著作権、商標権その他権利侵害等の責任が問われた場合、応募者は自己の責任において解決を図るものとし、関市は一切の責任を負いません。
- (5) 応募書類の送付時の事故、メール送信時の事故等により応募書類が届かなかった場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で関連するデータファイルが開封できない等の問題が発生した場合であっても、関市は一切の責任を負いません。
- (6) 応募に当たって提出された書類は返却しません。
- (7) 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- (8) 名称等の採用に当たって必要がある場合は、名称等の一部を補作する場合があります。
- (9) 応募に係る個人情報は、関市において適切に管理し、本募集事務においてのみ利用するものとします。
- (10) 本要項に定めのない事項については、関市の判断により決定します。

※募集に関する詳細は、関市ホームページ(10月1日掲載予定)をご覧ください。